平成２９年（フ）第１２１０号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井26番地の12
債務者　下村　博之
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石地　春樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
山口市下小鯖1854番地１
債務者　タカギ機商こと　高木　信司
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　智一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
埼玉県東松山市五領町17番地30
債務者　横地　順一
1　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２１号
北海道室蘭市母恋北町１丁目２番６号
債務者　石川　智也
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
北海道室蘭市港北町４丁目２番14号
債務者　平井　征巳
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４３８９号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目10番２号
債務者　平谷　明也
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１９号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―702号、前住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目６番27号
債務者　浅海久美夫
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８２４号
大阪市浪速区浪速東３丁目７番５―703号、前住所大阪府泉南市男里６丁目17番21号　ＩＳＭハイツ302号
債務者　安留　茉依
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１５号
大阪市城東区野江３丁目23番９号　エレガンス青山　201
債務者　高橋　雪絵
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４９号
大阪市淀川区十三東１丁目11番18号　シャローム十三　102号、前住所大阪市西淀川区柏里３丁目２番７―209号
債務者　高田花こと　ＹＯＯＮ　ＨＹＵＮＨＡＥＮＧ　尹　　現行
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３０号
大阪府四條畷市岡山５丁目18番15号　クレメント　岡山107
債務者　中村　広志
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３８号
大阪市大正区平尾５丁目12番10号　コーポエーワン　301号、前住所大阪市大正区鶴町４丁目７番12号
債務者　伊敷　　明
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３９号
大阪市大正区平尾５丁目12番10号　コーポエーワン　301号、前住所大阪市大正区鶴町４丁目７番12号
債務者　伊敷　廣子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５３号
大阪府八尾市弓削町２丁目26番地　吉内文化１号
債務者　安延加鶴子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３５７号
大阪府高槻市津之江町３丁目48番16号
債務者　本郷　秀典
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３９３号
大阪市平野区平野西５丁目３番５号　703号、前住所堺市堺区石津町３丁７番22―１号
債務者　古屋　勝徳
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部